

○ 犯罪被害者の医療費等に係る公費負担要領の制定について（通達）

（令和3年3月19日付け県相甲達第2号、
会甲達第8号、人少甲達第15号
生捜甲達第4号、刑企甲達第31号、
捜一達第36号
石川県警察本部長から部課署長あて）

- 対号1 平成22年6月14日付け県相甲達第6号、会甲達第11号、刑企甲達第51号、捜一甲達第33号「犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領の制定について（通達）」
- 対号2 平成27年6月8日付け県相甲達第10号、会甲達第5号、刑企甲達第76号、捜一甲達第31号「犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領の一部改正について（通達）」
- 対号3 平成29年8月22日付け県相甲達第12号、会甲達第14号、刑企甲達第72号、捜一甲達第38号「犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領の一部改正について（通達）」

犯罪被害者の医療費等に係る公費負担制度については、対号に基づき実施しているところであるが、この度、より実効的な制度の運用を図るため、別添のとおり「犯罪被害者の医療費等に係る公費負担要領」を定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

犯罪被害者の医療費等に係る公費負担要領

1 目的

この要領は、犯罪被害者の医療費等を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 対象犯罪被害者

次に定める犯罪の被害者（以下「支援対象者」という。）に対して公費負担できるものとする。

(1) 身体犯（性犯罪を除く。以下同じ。）

ア 殺人未遂罪（刑法第199条の罪の未遂）

イ 強盗致傷罪（刑法第240条前段の罪。未遂を含む。）

ウ 逮捕等致傷罪（刑法第221条の罪）

エ 傷害罪（刑法第204条の罪。ただし、被害者が全治4週間以上の傷害を負ったもの）

オ アからエの罪以外で、致傷を結果とする結果的加重犯において、致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治4週間以上の傷害を負ったもの

カ その他警察署長が必要と認める犯罪

(2) 性犯罪

ア 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪。未遂を含む。）

イ 強制性交等罪（刑法第177条の罪。未遂を含む。）

ウ 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪。未遂を含む。）

エ 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪。未遂を含む。）

オ 強制わいせつ等致傷罪（刑法第181条の罪）

カ 強盗・強制性交等罪（刑法第241条第1項の罪。未遂を含む。）

キ その他警察署長が必要と認める犯罪

3 対象経費

(1) 身体犯

ア 初診料（治療費、投薬料等は含まない。）

イ 診断書料

(2) 性犯罪

ア 初診料

イ 処置料

- ・ 致傷に伴う処置料及び投薬料
- ・ 子宮頸管粘液採取に伴う費用
- ・ 膣洗^{ちつ}浄、尿検査、超音波検査、基本検査に伴う費用

ウ 緊急避妊に係る費用

エ 性感染症検査費用

H I V（エイズ）、B型肝炎、C型肝炎、クラミジア、淋病^{りん}、梅毒、その他特に検査が必要と認められる性感染症の検査に要する費用

オ 人工妊娠中絶費用（妊娠検査費用を含む。）

カ 診断書料

4 公費負担の範囲

- (1) 初診料及び診断書料は、被害者1人につき1回（通）分とするが、負傷の部位により複数の医療機関又は診療科（以下「医療機関等」という。）で診察を要した場合は、各々1回（通）分とする。
- (2) 性犯罪被害者の処置料は、初回診察時の1回分とするが、負傷の部位により複数の医療機関等で診察を要した場合は、それぞれの医療機関等ごとに1回分とする。
- (3) 性犯罪被害者の人工妊娠中絶費用は、母体保護法（昭和23年法律第156号）第14条に基づく人工妊娠中絶を行う場合で、その手術に係る実費額とする。

5 適用除外事由

公費で負担することが社会通念上適切でないとき、これを行わないものとする。

6 公費負担の手続

- (1) 警察署長は、支援対象者を認知し、支援対象者が医療機関等の受診を希望するなど対象経費を公費負担する必要があると判断した場合は、別記様式「犯罪被害者の医療費等に係る公費負担申請書」により、警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）を経由して警察本部長に申請するものとする。
- (2) 県民支援相談課長は、前記の申請を受けた場合、必要により警察本部事件主管課長と公費負担の要否について協議するものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 警察署の事件担当課（以下、「事件担当課」という。）は、この制度による性感染症検査を希望した性犯罪被害者に対して、事前連絡が必要である旨を教示すること。
- (2) 性犯罪被害者がこの制度による人工妊娠中絶を希望する場合は、必ず事前に県民支援相談課長と協議するものとする。
- (3) 事件担当課は、支援対象者や医療機関の医師等に対し、この制度の趣旨等、必要に応じた説明を行うものとする。
- (4) 被害者が少年の場合には、特段の事情がある場合を除き、保護者等に対しても、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。
- (5) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和3年3月19日から施行する。

別記様式

年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

犯罪被害者の医療費等に係る公費負担申請書

事件名 (罪名)		
発 生 日 時	年 月 日	時 分 (頃)
発 生 場 所		
被 害 者 <small>ふりがな</small> (氏名・年齢)	歳	
負 傷 程 度		
支 払 先	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 被害者 (保護者等)
医 療 機 関	所在地： 名 称：	
診 察 日 等	年 月 日	
対 象 経 費	身体犯被害者 <input type="checkbox"/> 初診料 <input type="checkbox"/> 診断書料 性犯罪被害者 <input type="checkbox"/> 初診料 <input type="checkbox"/> 処置料 <input type="checkbox"/> 緊急避妊に係る費用 <input type="checkbox"/> 性感染症検査費用 <input type="checkbox"/> 人工妊娠中絶費用 <input type="checkbox"/> 診断書料	
支 払 (予 定) 額	円	
備 考		

※ 医療機関又は対象者等から入手した請求書等の写しを本申請書に添付すること。